

◆原著◆

スイスにおけるドメスティック・バイオレンス被害者のための
民間シェルターの社会的位置づけ
～日本の民間シェルターの課題である関連機関との
連携と財政的援助に着目して～

岩瀬久子

奈良女子大学大学院博士研究員

Social position of the private shelter for the victims of domestic violence in Switzerland
～ Focusing on cooperation with the public sector
and financial support which are the issue of private shelters in Japan ~

Hisako IWASE

Nara Women's University Post doctoral fellow

要約

民間シェルターは、ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence 以下、DV と省略) 被害者に安心・安全を提供する場として DV 政策には無くてはならない重要な存在である。しかし、日本ではその支援活動にかかわらず行政からの財政的支援は不十分で、女性たちの力で運営されている。民間シェルターの役割は行政機関においても認知は十分でなく、その存在は脆弱である。こうした問題関心から DV 対策が進んでいるスイスの民間シェルターに調査を行った。本稿では、シェルターの社会的地位を探るため「関連機関との連携」と「行政からの財政的支援」について着目し、DV 政策における民間シェルターの位置づけについて検討した。

その結果、(1) 行政からの財政的援助もかなりな額であった。運営費の7～8割を占めていたのは人件費で、被害者支援を行う支援者へ適正な給与が保障されていた。(2) DV 被害者支援に必要なとされる公的機関との連携は緊密で、役割も相互理解のもと信頼関係があった。(3) ラウンド・テーブルが開催され、被害者保護に必要な情報の共有化など官民連携・協働による支援システムが構築されていた。(4) 福祉政策のみならず男女共同参画政策も実践されていた。スイスのシェルターは、社会支援策に組み込まれ、その位置づけは高いものであることが示唆された。

キーワード：民間シェルター 関連機関との連携 財政的援助 委託

Abstract

Private shelters could become an important resource in the protection of DV victims in Japan. However, this potential is not well understood; and as a result, private shelters receive little or no financial support from the government. Switzerland, in contrast, is widely recognized as a leader in public-private DV programs. We, therefore, investigated Swiss DV policy and programs to determine the key factors in their success.

The major findings from our research are: (1) government funding of private shelters is sufficient to provide decent salaries to workers and to attract professional staff; (2) frequent communication between public and private DV organizations assures mutual understanding and confidence; (3) public and private agencies share information and jointly manage cases through round-table meeting; and (4) the Swiss government views support for DV victims not only as an important welfare policy, but also as a matter of gender equity.

Key words : private shelters, cooperation and coordination, financial support, trust

I. はじめに

ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）問題が女性に対する重大な人権侵害であるとして、国がDV政策を行う以前から取組んできたのは民間シェルターである。その活動の歴史は欧米では1970年代に始まり、日本では1980年代後半になってから始まった¹⁾。民間シェルターの役割は、行政の支援策から漏れる女性や子どもたちのセーフティネットとして、地域の福祉政策、男女平等政策にかかわる重要な社会的役割をもち、DV被害女性たちに安心・安全の場を提供することである。婦人相談所などの公的施設や職員の不足を補い、相談から自立支援までを担っている。シェルターによっては、法制度化されていない自立後のフォローアップ支援も行っており、現行の被害者支援制度を支える重要な役割を果たしている²⁾。こうした民間シェルターの数には1998年には20数団体だったが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法と略す）が制定された2001年には35団体に増え、さらに2008年には108団体と急増した³⁾。しかし2011年には101団体と減少している⁴⁾。その要因は、財政難と人材難であると推測される。その実態を探ると、ある調査では約半数が小規模なシェルターで専従スタッフは少なくボランティアで支えられている。スタッフの専門性については全く専門職が関わっていないシェルターが約4割ある⁵⁾と指摘されており、わが国の民間シェルターの多くは小規模でボランティアに支えられ、専門職が不足していることがわかる。財政的援助に関しては、民間シェルターのなかでも古くから活動している「いくの学園」のように国や大阪府からの活動費援助は一切ないところや⁶⁾鳥取県のように民間シェルター等への財政的援助額が6,193,000円（2011年度見込額）⁷⁾と多いところもあり自治体間格差がみられ、DV対策は都道府県によって大きく異なることがわかる。新聞報道された十勝の「駆け込みシェルター」は慢性的な資金不足で運営が窮地に立たされているという。スタッフの「若い世代に活動をつなげていくためには財政基盤がしっかりしていなければならない。残念だが、男女共同参画社会の実現を目指す私たちが経済的に自立ができていない」という声を伝えているが⁸⁾、DV被害者支援を行っている「現場の声」を最も的確に表しているといえる。このように民間シェルターの社会的地位は脆弱で、国や地方公共団体からの財政的援助も不十分ななかで、女性たちの無償同然のボランティア活動で運営されていることが多く、男女共同参画の視点からも重要な課題が存在する。

一方、婦人相談所は全国に49ヶ所（平成23年4月1日現在：厚生労働省）あるが、その入所可能者数は773名⁹⁾である。内閣府のDVに関するデータを見ると、配

偶者暴力相談支援センター（以下、DV相談センターと略す）における相談件数は、DV防止法制定後の2002年度の35,943件から毎年増加し続け2011年度は82,099件と約2.3倍となっている。警察における暴力相談等の対応件数は、2002年度は14,140件あり、2011年度には34,329件と約2.4倍の増加である。婦人相談所における一時保護件数は、2002年度が10,903件であるが、それ以後は12,000件前後を推移し、2010年度は11,866件と前年度より294件の減少となっている¹⁰⁾。DV相談センターや警察の相談件数の著しい増加に対して一時保護件数は横ばいである。つまり、婦人相談所に保護されない被害者が多く存在し、一時保護所にアクセスできない状況が多数あると推察できる。

DV防止法に基づき婦人相談所は、対応できないケース等のために一時保護委託する施設と契約を結んでいる。その内民間団体は98施設あり¹¹⁾、多くの民間シェルターが委託契約を結んでいると考えられる。しかし、委託先の民間シェルターを含めても入所可能者数は十分といえるだろうか。また、婦人相談所との「委託」業務に関わる委託費は、DV被害者に対する諸経費であって民間シェルターへの安定した運営資金とはならない。つまり、委託契約を結んでも委託されるDV被害者がなければ委託費は無く、安定した財源とはならないのである。

日本のDV対策を推進するには、民間シェルターを委託先として婦人相談所の補完的役割にとどめるのではなく、対等で重要な社会資源として位置づけ、国や地方公共団体の福祉政策の一環として社会的地位を付与し、財政的援助することが求められているのである。

こうした状況のなか、国では2010年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を閣議決定し、DV被害者支援の推進のために、「地域における関係機関間及び民間団体等との間で緊密な連携を取りながら、被害者の安全の確保及び秘密の保持に十分配慮しつつ、効果的な施策の実施を図り、民間団体等に対し必要な援助を行うよう努める。」¹²⁾として官民の緊密な連携と民間団体への援助に関する被害者支援策の強化を図っている。DV政策の推進をさらに一歩進める新たな段階に入ったといえよう。しかし、現状のDV被害者支援はどこまで進んでいるのだろうか。特に一時保護を求めるDV被害者にとって、公的シェルターである婦人相談所や民間シェルターの存在は重要であるが、その数は十分に存在するのであろうか。さらに、アクセスしやすい状況にあるといえるのだろうか。先行研究やその実態からみる限り十分とはいえない状況であると考えられる。

次に本稿の目的であるスイスの取組みを紹介する前に、ヨーロッパの取組みをみておきたい。ヨーロッパでは国を超えた取り組みを行っており、特に欧州評議会は47カ国をメンバー国として、人権の保護と民主主義の促進を

主たる目標に掲げて活動している。2011年に締結された「女性に対する暴力およびDVの防止およびこれとの闘いに関する条約」¹³⁾の第23条-シェルターでは、「締約国は、寝泊まりのできる安全な場所を被害者、とくに女性及び子どもに提供し、かつこれらの被害者に対して能動的に援助のための働きかけを行う、適当な、容易にアクセスできるシェルターが十分な数だけ設置される体制を整えるため、必要な立法上その他の措置をとる。」とあり、被害者が容易にアクセスできるよう十分な数のシェルターの設置を締約国に求めている。

欧州評議会では人口1万人に対して1収容場所(ベッド)が必要であるとして、ミニマムスタンダードを規定している¹⁴⁾。その状況を見ると1万人に1収容場所の基準が満たされている国は6カ国あり、ほぼ満たしている国は9カ国ある¹⁵⁾。本稿の調査地であるスイスは、報告されている39ヶ国中25番目となっていてシェルター不足、収容可能ベッド数不足が指摘されている。

同報告書のNGO(民間団体)に対する財政的援助をみると国からの援助は41ヶ国中33ヶ国あり、ヨーロッパでは8割の国が財政的援助を行っている。地方公共団体では22ヶ国(54%)、市町村では26ヶ国(63%)となっている。国、地方公共団体、市町村ともがNGOに財政的援助を行っているのは20ヶ国(49%)あり、約半数の国が行っている。主要国では、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、フィンランド、イタリア、オランダ、スペイン、スウェーデン、イギリスなどである。スイスは、国からの財政的援助がない数少ない国のひとつである。

民間シェルターは、一時避難所としてのみ機能するものではなく、他の社会資源と連携することによってはじめて被害女性の援助が可能になる施設である。そのシェルターを運営するには運営資金として、家賃と維持費、スタッフの人件費や支援に係る活動費などが必要である。しかし、わが国の民間シェルターの実態は財政難と人材難という厳しい状況に置かれており¹⁶⁾、社会的地位は脆弱である。そこで、DV対策における民間シェルターの社会的位置づけを検討するために、スイスの民間シェルターを対象として調査を実施した。

本稿では、「民間シェルターと関連機関との連携」と「行政からの財政的援助」に着目して検討することを目的とする。スイスの事例は法律、社会制度も異なり、必ずしも日本にそのまま導入することはできないと考えるが、DV対策は「女性に対する人権問題」として国際的に取組まれていることから、先進的な取組みを行っている国の事例を紹介することは、日本のDV対策における民間シェルターの社会的地位の確立に寄与できると考える。

II. 研究方法

1. 調査対象と方法

調査対象は、スイスにある民間シェルター20ヶ所で、アンケート調査を実施した。

スイスには民間シェルターが18ヶ所あるとされるが(WAVE)¹⁷⁾、名称も所在地も記されていない。そのためインターネット検索できたアンブレラ・オーガナイゼーションDAOに加盟しているシェルター17ヶ所(含むリヒテンシュタイン)と加盟していないシェルター3ヶ所を含めた20ヶ所に対して調査を実施した。尚、1ヶ所は2010年にインタビュー調査を行ったヴォー州(ローザンヌ市)にあるシェルターである。調査地は、フランス語圏4ヶ所、ドイツ語圏16ヶ所である。

配布数20票、回収票9票、回収率45%であった。調査期間は2011年10月20日~11月10日である。調査票は、フランス語圏は英語とフランス語で、ドイツ語圏はドイツ語と英語の調査票を送付した。さらに、インタビュー調査の協力が得られた4ヶ所に対してインタビューを行った。これらの所在地は、ジュネーブ州オネ市、ヴォー州ローザンヌ市、ベルン州ビール/ビエンヌ市(以下、フランス語のビエンヌを用いる)、フリブール州フリブール市である。それぞれの代表にインタビュー調査を行った。期間は2011年11月12日~12月15日である。質問用紙調査で得られなかった補足的事項について行った。インタビュー調査は、オネ市にあるシェルターは日本語ができるシェルタースタッフを介して筆者が日本語で行った。他の3ヶ所は、フランス語の通訳を介して行った。

本稿では、「民間シェルターと関連機関との連携」と「行政からの財政的援助」に焦点をあて分析・考察する。また、インタビュー時に入手した資料¹⁸⁾とウェブサイトから収集した資料¹⁹⁾を合わせて分析対象とする。

III. 結果

1. スイスのシェルターの概要と特色

回答のあったシェルターの概要は、表1に示したとおりである。全体に設立年は古く、スタッフ数も多く組織は整っている。最も古いAは、母子寮から始まった歴史があり、1964年に開設され、入所対象者は主に外国人女性である。AとBは住所を公開し、保育所を併設、近隣住人の子どもも受け入れている。シェルター入居者の子どもは、Aが10人、Bが9人、入所可能である。部屋数やスタッフ数も多く大規模なシェルターである。A、Bとも地域に開かれたシェルターである。

その他のシェルターは、住所は非公開で、シェルターの全国連盟であるDAOに加盟もしくは連携している。部屋数は4~12部屋、スタッフ数7~18人の中小規模のシェ

ルターである。Iは山間にある人口約12,500人の小さな町であるため独自の建物はなく、支援者が所有するアパートの部屋をシェルターとして利用している。

スイスのシェルターの特色は、第二派フェミニズム運動に共感した女性たちの手で設立されており、シェルターの歴史は長い。中規模シェルターが多く、全てのシェルターで専門職が携わり、チームで被害者支援が行われていて組織体制はしっかりしている。支援に関しては、特に母子関係と子どものケアに重点が置かれており、母子それぞれに専門家が対応している。シェルターの活動についての詳細は(岩瀬2013)²⁰⁾を参照してほしい。

2. スイスの民間シェルターと関連機関との連携

スイスのシェルターは、どのようなDV関連機関と連携をとっているのだろうか。特に一時保護を行うシェルターは、DV関連機関との連携はとくに重要であるが、どのような公的機関と連携が行われているのだろうか。また、どのような連携かその内容について尋ねた。さらに社会資源である他のDV関連の民間団体との連携についても尋ねた。結果は下記のとおりである。

(1) シェルターと公的機関との連携

主な公的機関との連携は表2で示したとおりである。警察、学校・保育所等との連携はすべてのシェルターで行っている。医療機関との連携は8ヶ所で、G以外はすべて行っている。これらの点からDVに関する最重要機関との連携は行われているといえる。さらに裁判所と連携がとれているシェルターが4ヶ所ある。裁判所との連携とは、司法手続きにおいてDV被害者の希望があれば弁護士とともに、シェルタースタッフも裁判に付き添い、被害者のアドボケートを行うことである。福祉事務所は5ヶ所である。行政のDV担当課8ヶ所、児童福祉課は8ヶ所である。Fでは児童福祉課ではなく青少年課になっているが、自治体によりその呼び名が異なることも考えられ、Fを含めれば子ども関連機関との連携は100%行われていることになる。DV施策の担当課である男女平等課も8ヶ所と連携が行われている。さらに加害者のための相談機関も8ヶ所と連携が行われており、スイスでは被害者の保護だけでなく加害者対策も含めた包括的なDV対策が行われていることがわかる。特にBでは積極的に加害者も含めた家族システム論の視点で支援を行っている。シェルター入所者の何割かは夫やパートナーのもとに帰っていく現状や当該被害女性が離婚をしても加害男性は再婚

表1 シェルターの概要

	所在地(州・市)		設立年度	部屋数	ベッド数	スタッフ数
A	ジュネーブ州	オネ	1964	17	35	29
B	ヴォー州	ローザンヌ	1976	20	44	41
C	バーゼル・シュタット準州	バーゼル	1981	10	17	22
D	ベルン州	ベルン	1980	8	16	18
E	ベルン州	ビエンヌ	1993	12	16	18
F	フリブール州	フリブール	1984	5	14	15
G	ヌーシャテル州	ラ・ショード・フォン	1997	4	10	7
H	ルツェルン州	ルツェルン	1984	7	19	無回答
I	ヴァレー州	ブリーク	1994	無		2

・Iは小さな町のために独自のシェルターはないが、支援者のアパートの部屋をシェルターとして利用。

表2 公的機関との連携

機関 \ シェルター	A	B	C	D	E	F	G	H	I
警察	●	●	●	●	●	●	●	●	●
医療機関	●	●	●	●	●	●		●	●
裁判所			●		●	●		●	
福祉事務所	●	●		●			●		●
学校・保育所等	●	●	●	●	●	●	●	●	●
就業支援機関			●				●		
行政のDV担当課	●	●	●		●	●	●	●	●
児童福祉課	●	●	●	●	●		●	●	●
男女平等課	●	●		●	●	●	●	●	●
加害者のための相談機関	●	●	●	●	●		●	●	●
その他						● ¹⁾			

1) 青少年課

●は連携が行われていることを示す。以下同様。

し、新しいパートナーとの間に同じDV関係をつくる可能性が高いことを考えると、加害者を放置したままでは何の解決策にもならないと考えるからであるという（Bへのインタビューより）。就業支援機関と連携をとっているシェルターは2ヶ所と少ない。

(2) 関連機関との連携内容

連携は協議会などの開催だけではなく、関連機関との間にどのような関係性が築かれているかが重要である。その指標をみるため、ラウンド・テーブルが開催されているか、会議のメンバーとは信頼関係が築かれているかを尋ねた。その結果、ラウンド・テーブルが開催されているのは、Fを除いた全ての州であった。ラウンド・テーブルは州主催で行われる介入プロジェクト・サービスの一環で、その取組みで州のDV対策への姿勢がわかり、民間シェルターの社会的位置づけの指標になるといえる。Fでは、ラウンド・テーブルは開催されていないが、信頼関係は築かれているという回答であった（Fへのインタビューより）。スイスの民間シェルターは、DV問題にかかわる公的機関との連携は、ラウンド・テーブルなどにおいて信頼関係を築きあげていて、シェルターの存在が公的機関にとっても重要なものとなっている。

どのような点において公的機関と信頼関係が築かれているのかを尋ねた結果が表3である。個別事例についての連携は4ヶ所、日ごろから情報交換ができてるのは6ヶ所と比較的連携ができてはいる。また、相互役割の理解は7ヶ所と高く、公的機関がシェルターの役割を理解し

ていることが分かる。関連機関同士対等な立場で連携ができてはいるのは2ヶ所と低い。Aへのインタビューでは、財政的援助を受けているために必ずしも対等な立場とはいえないという回答であった。さらに、無回答であったCを除き、行政が主催するDV会議にはすべてのシェルターが参加していることから、DV対策には民間シェルターは不可欠な存在であるといえる。行政の関連機関にDV研修を行っているシェルターは6ヶ所である。

(3) シェルターと民間支援団体との連携

民間支援団体との連携も公的機関とは異なった社会資源として重要であるが、スイスではどのような民間支援団体と連携しているのだろうか。民間支援団体との連携を表4に示した。

犯罪被害者支援法によって1994年に全国に設置された相談機関であるLAVI (Le Centre: une aid aux victims d'infractions 以下、LAVIと略)との連携は、7ヶ所が行っている。そのうち3ヶ所のシェルターD、E、Fは、州の認可を受けてLAVIの相談センターも兼ねている。これは、犯罪被害者支援法に基づいて設置された犯罪被害者相談センターとシェルターが一体となって運営されていることである。LAVIでの相談でシェルターの入所が必要となれば、即座に入所が可能となり被害者のニーズに迅速に対応でき、法的支援など必要な支援が受けられるためそのメリットは大きい。他のシェルターとの連携は、8ヶ所が行っている。さらに通訳団体との連携も6ヶ所が行っている。スイスは移民が人口の約2割を占める多民族社

表3 関連機関との連携内容

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
個別事例について連携	●	●	無回答		●			●	
情報交換ができてはいる	●	●		●	●		●	●	
相互が役割を理解している	●	●		●	●	●	●	●	
関連機関同士対等な立場で連携					●				●
行政のDV会議に参加	●	●		●	●	●	●	●	●
関連機関にDV研修		●			●	●	●	●	●
その他									● ¹⁾

1) 学際的なワーキンググループでパートナーシップを図っている。

表4 民間支援団体との連携

機関 \ シェルター	A	B	C	D	E	F	G	H	I
LAVI	●	●		●	●	●	●		●
他のシェルター	●	●	●	●	●	●		●	●
通訳団体	●	●	●	●		●			●
カウンセリングセンター	●			●	●		●	●	
民間医療機関	●			●	●		●		
外国人支援団体					●	●			●
加害者のための相談機関		●				●			
青少年支援団体		●			●		●		●

会であるために、多言語での対応を行っているところは多いが、被害女性の国籍が多様であるためスタッフで対応できない場合は通訳団体から来てもらうということである。民間カウンセリングセンターとの連携は5ヶ所、民間医療機関は4ヶ所となっている。外国人支援団体3ヶ所、加害者のための相談機関2ヶ所、青少年支援団体4ヶ所となっている。

3. 民間シェルターの財政的基盤

(1) 公的機関からの財政的援助

上記でみてきたようにスイスでは、公的関連機関との連携体制は信頼関係に基づいて構築されており、シェルターの社会的位置づけは極めて高いといえる。こうした社会的位置づけのためには、組織の運営基盤がしっかりしていることが重要であるが、シェルターの運営に欠かれない財源はどうなっているのかを次にみていく。

日本では多くのシェルターが財政難に喘ぎ、財政難ゆえに閉鎖や活動休止をしているところも存在する。日本と同様にスイスも国からの財政的援助はなく、州や地方自治体に任されている。しかし州にその義務が課せられているわけではないために、表5で示すように州により財政的援助の割合は異なる。Aは州から30%、オネ市とジュネーブ市から19%の援助を受けているが、オネ市からは保育所運営費として300,000フラン(1フラン100円換算で3,000万円)の補助がある。B、D、Gは州や市町村から全額財政的援助があり、行政と民間のパートナーシップが形成されている。Cのように2州(バーゼル・シュタット準州、バーゼル・ラント準州)から80%の援助を受けているところやHのように近隣5州(ルツェルン州、ニトヴァルデン準州、オブヴァルデン準州、ウリ州、ツーク州)から運営費の約30%の財政的援助を受けているところもある。スイスでは財政的援助は主に州が担っているが、表5で示したように日本と比較するとシェルターの運営資金に対する割合は非常に高い。また、寄付はす

べてのシェルターにとって重要な資金源となっている。たとえば、E、F、Iではロッター・ロマンド(フランス語圏の宝くじ)から年間120,000フランとかなりな額の寄付が継続的にあり、重要な財源となっている。他の収入源は、会費や個人や教会、企業、財団からの寄付である。入居者からの利用料金も重要な運営資金の一部となっている。基本的には利用料金は必要であるが、支払い能力のないDV被害者は犯罪被害者支援法と社会福祉から支払われる。

次に、具体的にはどのように運営のための財源が賄われているかみていく。ここではインタビュー時に入手した中規模なシェルターであるFの2010年度の決算報告を紹介する。州からの財政援助は、750,000フランで運営経費の63%にあたる。LAVIから259,297フラン(22%)。フリブル市からの補助が25,000フラン(2%)、宝くじから120,000フラン(10%)、その他会費、教会、コミュニティ、企業などからの寄付が35,817フラン(3%)あり、市からの補助、宝くじやその他の寄付の合計は180,817フラン(15%)である。総合計は1,201,593フランである。運営費の総額は1,197,922フランであるのでこの年は、3,671フランの黒字となっている。1シェルターの運営費が1億円を超えていることがわかる。

(2) 財政的援助の経費

州などの地方公共団体からの財政的援助はどのような経費に充てられるのかを示したのが表6である。家賃では6ヶ所であるが、Cは独自の建物を所有しIは支援者の所有するアパートの1室をシェルターとして利用している。人件費は回答のあったシェルターの全てで経費に充てられている。通訳代は4ヶ所、専門家の派遣費6ヶ所、同行支援の交通費4ヶ所、ホットライン代3ヶ所となっている。

ここで、上記で紹介したFのシェルターの運営経費を紹介する。Fの運営費は1,197,922フランであるが、人件

表5 シェルターの運営費に対する財源

	州から	市町村から	本人負担	寄付その他
A	30%	19% (保育所運営費含む)	●	●
B	87%	13%	●	●後援会
C	80% (2州から)	1.3%		●
D	79.3%	20.7%	●	●事業収入
E	82%	無し		●(宝くじ等) OHG ¹⁾
F	63%	2%		●(宝くじ等) OHG ¹⁾
G	100%		●	●
H	近隣5州から約30%	●	●	●
I	不明		●	●(宝くじ等) 遺贈他

1) OHGは犯罪被害者支援法からの援助

・Bでは寄付は子どもの誕生会やクリスマス会などのイベントの費用に使うという。

●は有りを意味する。以下同様

表6 地方公共団体からの財政的援助で賄われるシェルターの経費

経費 \ シェルター	A	B	C	D	E	F	G	H	I
家賃代	●	●		●	●	●	●	無回答	
人件費	●	●	●	●	●	●	●		●
通訳費	●	●		●	●				
専門家派遣費	●	●	●	●	●				●
同行支援交通費	●			●	●		●		
ホットライン代		●		●			●		

Cは独自の建物を有している。Iは前述したように独自のシェルターを有していない。

Hは無回答

費は892,325フランで運営費の74%を占める。単純にスタッフ数15人で割れば一人当たり59,488フランが給料として支払われていることとなる。家賃や事務所費、維持費などの合計は173,958フラン(15%)、活動にかかわる運営諸経費は129,705フラン(11%)となっている。運営費にかかる主なものは家賃や維持費ではなく、人件費であることがわかる。ちなみに2010年の民間企業の平均月収は、5,928フランである²¹⁾。

入手できた資料²²⁾から他のシェルターの運営費に対する人件費の割合をみると、Aでは82%(2011年度の人件費1,830,236フラン)、以下2010年度の報告書では、Bは78%(2,041,284フラン、但しシェルター分のみ)、Cは67%(891,739フラン)、Dは74%(1,479,772フラン、但し他市で運営しているもう1ヶ所のシェルター分も含まれる)、Fは74%(892,325フラン)、Gは75%(311,653フラン)、Hは78%(816,547フラン)と極めて高い割合を占めている。このことはシェルター運営で重要なのは、被害者をサポートするスタッフであり、その職務に対して適正な賃金が支払われているということである。

IV. 考察

DV被害者保護においてシェルターと関連機関との連携は不可欠である。日本では公的シェルターがDV基幹センターとして位置づけられ、実質的にも中心的な役割を果たしているが各機関との関係のあり方は必ずしも明確ではなく、様々な面で不整合や認識のズレがみられ、現場の混乱や連携上の不備を招いている²³⁾という指摘もある。さらに、民間シェルターとの「委託」という連携は、対等なパートナーシップとはいえず、公的機関の不備を補う補完的役割でしかなく、委託費はシェルターの財源としては安定したものではない。民間シェルターが培ってきた経験や先進性、柔軟性には重要な価値が置かれていないことは、行政からの財政的援助がほとんどなく、「女性のただ働き」に依存していることから推測できる。こうしたわが国の課題から、日本と同様にDV対策が地方公共団体に委ねられているスイスのシェルターの活動

と社会的地位について探った。日本の民間シェルターの「関連機関との連携」と「財政的援助」について国の調査等から概観し、得られた調査結果と比較検討する。

1. 民間シェルターと関連機関との連携

(1) 日本の民間シェルターの関連機関との連携

わが国では、DV相談センターと民間団体との連携については、DV防止法第3条第5項において、「DV相談センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする」とあり官民連携の必要性が説かれている。国の『配偶者からの暴力防止及び被害者の保護にかかわる基本的な方針』(2008)(以下、DV基本方針と略)では同法をより具体的に実施するため、「関連機関との連携協力等」について、「代表者会議と共に実務者会議、実務の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。」とある。協議会等への参加機関では、機関名とともに、「被害者の保護、自立支援を図る上で、民間団体の理解と協力は極めて重要である。」と民間団体の理解と連携の重要性を説いている²⁴⁾。

しかしその実態は、総務省の『配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価調査』²⁵⁾(2008)によると厳しいものである。国、地方公共団体等の実務者(相談、保護等担当職員)の回答ですら十分であるが20.8%しかなく、不十分であるが35.3%、どちらともいえないが36.1%となっており、連携が進んでいるとはいえない。不十分であると回答した理由は、「被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから」が59.5%、「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから」が58.1%となっている。さらに「国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携に取り組むべきだと思いますか。」という質問に対して、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、DVの被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が68.2%と最も高くなっている。つまり、機関間のネットワークにおいて個別ケー

スに関する情報の共有ができていないため支援システムがうまく機能していないといえる。

民間団体担当者の回答は、関係機関との連携を図っているのは92.5%であるが、その連携は不十分であるという回答が71.0%となっている。このことは形式的な連携、たとえば協議会への参加は行われているが、実務者同士の実質的な連携はとれていないと推測でき、官民連携は進んでいるとはいえない。不十分な理由は、「被害者に対する様々な視点からの対応が、進んでいないから」が81.8%。「関係機関の間で被害者の保護を行うために必要な情報の共有化が、進んでいないから」が75.0%。「通報、相談、保護、自立支援に関する円滑な対応が、進んでいないから」が65.9%。「近隣の地方公共団体との間で取決めを行う等の広域的な対応が、進んでいないから」が63.6%となっている。「国や地方公共団体は、今後、何に重点を置いて配偶者からの暴力の防止等に関する関係機関との連携に取り組むべきだと思いますか」という質問に対して、「個別ケースに関する情報を関係機関の間で共有するなど、DVの被害発生防止等のための連絡、協議の充実」が64.2%と最も高い。行政の担当者の回答も同様で、現場では連携が不十分であることが課題となっていることがわかる。このように総務省のDV政策に関する評価は、DV被害者支援の現場レベルでの連携が進んでいないこと、被害者の状況が公的機関には十分理解されていないことを明らかにした。

被害者支援に必要なのは、今、目の前にいる被害女性とその子どもに安心と安全を保障する迅速な支援であり、個々の被害者ニーズに合った支援である。こうした実態に即した連携は日ごろの相互理解と信頼の上に成り立つといえるが、日本の状況は不十分であるとして調査を行った総務省はこれらの課題を解消するために、2009年5月26日、改善方策を内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省に勧告している。

内閣府男女共同参画局の『地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査報告書』²⁶⁾ (2011) (以下、現状と課題アンケート調査と略する) から、民間シェルター等を運営する民間支援団体との連携をみると、都道府県では67.4%、市25.5%、町村15.0%が行っている。都市部では59.4%、中核市では47.4%となっている。民間団体が存在しないとするのは、都道府県39.1%、市57.9%である。都市部では21.4%、中核都市52.0%、町村64.6%である。このことは民間シェルターが都市部に集中しており、中核都市、町村には少ないことを示し、偏在していることがわかる。町村のDV被害者が「一時保護所」にアクセスするのが困難な状況が生じている。さらに、「そのような支援のための制度の枠組みが存在しない」は、都道府県30.4%、市32.4%である。都市部では60.7%、中核市36.0%である。一方、「行政機関により

十分な被害者支援を行っており、民間団体との連携の必要性はない」は、きわめて少なく、都道府県では8.7%、市3.4%である。都市部では7.1%、中核市4.0%である。このことは自らの支援策の不十分さを意味し、民間団体の必要性を認識しているということである²⁷⁾。

(2) スイスの民間シェルターの関連機関との連携

一方スイスでは、調査結果からわかるように直接DV被害者に関わりのある関連機関との連携が行われている。DV被害者支援に不可欠な公的機関である警察、学校・保育所等、児童福祉課とは全てのシェルターが連携している。医療機関、行政のDV担当課、DV政策担当の男女平等課、加害者のための相談機関などとの連携は9割のシェルターが、連携していると回答している。子どもと最も関係の深い学校・保育所等や児童福祉課との連携が全てのシェルターで行われており、スイスのDV対策は子どもへの支援が重要視されている。日本では、DV被害を受けた母親への援助システム（婦人相談所）と、DVに曝された子どもへの支援システム（児童相談所）が、それぞれに独立して業務を担当しているため、子どもへの支援と母親への支援が分断されているという指摘があるが²⁸⁾、スイスではシェルターに一時保護された母子それぞれの状況に応じたサービスが提供されている。公的機関に加害者のための相談機関があり、加害者対策も含めた支援が行われている。こうした取組みは、わが国では信田たちのRRP研究会が「ケアリンググッドプロジェクトに学ぶ」として実践しているが、日本では国のDV対策としては取組まれていない。このプログラムを実践している同研究会のメンバーである妹尾は、日本の加害者対策は地方自治体の責任でありながら全く進展していないことは、被害母子の人権が軽視されたままであるとして加害者対策がない日本のDV防止法の欠陥を指摘し²⁹⁾、被害者と加害者を含めた包括的な支援策を提案している。

前述したラウンド・テーブルは、州の介入プロジェクト・サービスの一環として行われるもので官民の幾種のDV関連機関で構成され、組織の役割の相互理解を前提とした実務者レベルでの連携が行われる。DV被害者が抱える問題に共通認識をもちながら対応するだけでなく、被害者のニーズに添った支援を行うことが可能となる。筆者がBへ行ったインタビュー³⁰⁾でも明らかになった「関連機関との連携システムの構築」は、今回の調査でも他州のシェルターすべてが、公的関連機関との連携には「信頼関係がある」と回答していることから、被害者支援システムは構築されており、民間シェルターは行政におけるDV対策の重要な位置づけに置かれ、不可欠な存在となっている。これらの結果から判断するとスイスのシェルターは、公的機関にその機能と役割が認知され、その位置づけは重要な社会資源としてDV被害者支援連携シ

ステムの一部となっている。特に行政の関連機関への研修は、シェルタースタッフの蓄積された知識と経験が公的機関の担当者のDV理解と啓発に活かされ連携もスムーズになる。特に警察や学校などへのDV研修は不可欠である。シェルターのこうした活動は、DV被害者支援だけでなく予防とDVの認識にも効果的であるといえる。

D、E、Fは、民間シェルターと州に認可されたLAVI（相談センター）の運営を兼ねているが、それはスタッフがサイコロジスト、社会教育士、ソーシャルワーカーなどの専門職で構成され、支援体制が整っていることから社会的に認知された結果であるといえる。こうした社会的地位の確立についてインタビューしたFの代表は、「15年前まではフリブール州でも専門家として見てもらえなかったが、社会の変化の動きやDV問題が女性の問題だけでなく社会の問題であると理解されるようになってきたこと、また政治家に対しても働きかけた結果、活動が社会的に認められるようになったことが大きい。」という。シェルタースタッフの粘り強い活動の実績が行政を突き動かした結果である。

2. 行政による民間シェルターへの財政的援助の現状

(1) 日本の現状と課題

わが国では財政的援助に関しては、DV防止法第26条「民間の団体に対する援助」で、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。」とある。その実態を内閣府男女共同参画局(2011)の「地方公共団体から民間シェルター等に対する財政的援助額について」(平成23年度見込額)³¹⁾からみると、財政的援助の総合計は139,872,500円である。全く財政的援助をしていない府県が14府県ある。最も多いのは神奈川県54,215,000円、次いで東京都10,977,000円、北海道10,901,000円である。但しこれらの道県には、シェルターが数多く存在する。2007年度の報告であるが、神奈川県12ヶ所、東京都10ヶ所、北海道8ヶ所³²⁾ある。DV施策取組み先進県である鳥取県は6,193,000円であるが、シェルターは2ヶ所(2007)である。ちなみに大阪府は92,000円であるが、シェルターは5ヶ所(2007)あるのでほとんど財政的援助は行われていないといえる。先進的な取組み県であってもシェルター数を勘案すると十分な財政的援助とはいえない。

前述の『現状と課題アンケート調査』(2011)の「民間シェルター等への財政的援助状況」をみると、財政的援助をしている都道府県は51.1%、市は10.2%に留まっている。その内容としては、都道府県では、「シェルター等の家賃」が54.2%、「人件費」「同行支援等の交通費等支援に掛る経費」が41.7%となっている。市では、「シェルター等の家賃」が48.1%、「事務所の家賃、光熱費、電話料金等」が

29.9%、「人件費」が27.3%となっている。市では、財政的援助とは主に家賃補助が主であって人件費に関しては少ない。また、支援を行っていない理由は、都道府県では「関係する民間団体が存在しないから」39.1%、「そのような支援のための制度の枠組みが存在しない」30.4%、「財政的状况から予算措置が厳しい」34.8%となっている。民間団体への支援をみても家賃補助が半額程度や被害者の同行支援でも交通費実費程度の例もあり、民間団体のボランティアによる活動に負っている面が少なくない³³⁾。

民間シェルターに地方公共団体がどれだけ財政的援助を行っているかは、その自治体のDV問題への取組みを示す一つの目安となっている。DV被害者支援の先進県とされる神奈川県は「神奈川方式」、鳥取県は「鳥取方式」と呼ばれ、DV被害者支援策が最も進み、地方公共団体からの財政的援助が多い。これらの県の取組みの特徴の一つに、行政と民間シェルターとのパートナーシップが確立している³⁴⁾といわれるが、神奈川県ですら民間団体依存であり、関係機関との連携についても脆弱であるという指摘もあり³⁵⁾、日本のDV対策は十分であるとは言い難い。

(2) スイスの民間シェルターへの財政的援助

スイスもわが国と同様に国からの財政的援助はないが、州などの地方公共団体からの財政的援助が運営費の30%から100%と幅広くあり、自治体間格差が見られた。しかし、日本と比較すると財政的援助額は多い。運営資金は日本円換算(1フラン100円とする)すると小規模シェルターで、約4,200万円、中規模シェルターで約1億2,000万円から1億3,000万円である。大規模シェルターでは、約2億2,000万円から約2億6,300万円とありその事業規模の多きさがわかる。そして何よりも日本と異なることは、財政的援助の経費は人件費がその多くを占めていることである。その割合は67%から82%である。女性の労働を有償化することで、シェルターを福祉分野の重要な職場として女性労働を確保し、男女共同参画という視点からもDV対策が行われている。スイスでも15年以上前までは女性のボランティアでシェルター運営が行われていたというが、政治家への働きやスタッフの運動で有償の仕事へと勝ち得てきたのである。そのためスタッフの専門化が図られ、専門職スタッフが全ての民間シェルターで携わり、質の高い専門的な支援サービスが提供されている。

今回の調査で明らかになったことは、民間シェルターの運営には家賃などの諸経費よりも人件費が極めて高く、民間シェルタースタッフとしての働きに応じた給与が支払われていることである。日本ではこの「女性労働の有償化」という視点がないままにDV政策が行われている点が課題である。DV被害者や同伴児童への援助は経験の

ある専門家の質の良いサービスが不可欠であるが、その専門性を高めるためにも支援する人の自立的な生活の保障が必要であろう。

日本の課題は、民間シェルターの社会的地位が脆弱で財政援助がほとんど無いことである。DV相談の増加に対して、公的シェルターの限界は見えている。そのためには民間シェルターを重要な社会資源として位置づけ、人件費も含めた財政的援助を行い、社会的地位を明確にし、DV被害者がアクセスしやすい環境をつくることが求められているのである。

民間シェルタースタッフで早くからDV被害者支援に携わってきた阿部は、「全国各地に女性や母子が駆け込めるシェルターが無数にできれば、被害者への即時的援助となる。DV防止法に基づき、被害者支援の一環として国と自治体に対し、十分なシェルターの数を用意して一時保護の受け入れ態勢を取るとともに、受け入れ対象の間口をDV被害者に狭めないで、柔軟な運用を図り、困難やトラブルに巻き込まれた女性や母子をも援助してほしい」³⁶⁾と述べているが、その状況が現在も変わらないのはDV対策の遅滞といえるだろう。

DV問題はジェンダーの問題であるが、DV被害者を支援する人たちもジェンダーの問題を抱えている。つまり、女性労働がボランティアと言う名の安価なもしくは無償労働となり社会的に評価されないことである。スイスではシェルター活動に関わってきた人々の力で有償労働となり、その結果専門性が高められ女性の専門職の職場となり、DV被害者のニーズに寄り添いより充実した支援が行われることとなったのである。

V. おわりに

スイスでは、民間シェルターと公的機関との連携は相互役割の理解のもと信頼関係が築かれていて、シェルターがDV被害者支援システムの重要な一翼を担っていることが明らかになった。その社会的地位は高い。また、民間シェルターへの財政援助は十分でないといわれるが、日本と比較すると桁違いの財政援助があり、しかもその約8割が人件費である。日本の民間シェルターへの財政的援助は、家賃相当分であって、人件費に経費が充てられているところはほとんどないといって等しい。たとえば生活するのに十分な賃金とはなっていない。つまり、DV政策はいまだに女性の無償労働に依存していて、被害者支援策の欠陥だけでなく男女共同参画、ジェンダーの視点にも立っていないということである。

シェルター数は公的、民間を合わせても150ほどあり、決して少ない数ではない。しかし、欧州評議会のミニマムスタンダード(1万人に1ベッド)の基準を日本の状況に当てはめると、人口約1億2800万人に対してあまりに

も少なすぎる。公的シェルターである婦人相談所の一時保護定員773人だけでは到底満たすことができない。そのためにも民間シェルターの活用が必要であり、民間シェルターへの財政援助は不可欠であろう。

財政的援助は、運営の安定により、まずDV被害者の暴力からの脱出、生命と健康、人生の再出発の機会の拡大という効果を生み出す。次に、運営NPO、職員の生活条件を安定させることで彼女たちをエンパワーメントし、更なる創意工夫のモチベーションとなり、被害者支援の質的量的向上を促進する。また、有能かつ思いやりのある人材がこの分野の参入を導き、日本における広義の福祉分野における雇用の増大にもつながる³⁷⁾といえる。

謝辞

アンケート調査、インタビュー調査に協力してくださったシェルター代表の方々、調査票の翻訳や通訳としてお手伝いくださった、M・マエヒトリーさん、ブルスご夫妻に厚くお礼を申し上げます。

文献

- 1) 近藤恵子. 日本のシェルターの動き. 波田あい子・平川和子編. シェルター女が暴力から逃れるために. 東京: 青木書店, 2000; 15-75.
- 2) 手嶋昭子. DV被害者支援における自治体間格差—法政策と実施のギャップの一例として—. 法社会学, 2010; 72: 201-223.
- 3) 内閣府男女共同参画局. 「平成21年版 男女共同参画白書」. 2008; 85.
- 4) 内閣府男女共同参画局. 配偶者からの暴力被害者支援情報, 相談機関一覧2012
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/soudankikan/05.html>
2013.1.25 検索
- 5) 小川真理子. 日本におけるDV被害者を支援する民間シェルターの現状—民間シェルターへのアンケート調査の考察を通して—. お茶の水女子大学21世紀COEプログラム, 2008; 10: 206-216.
- 6) 中島悦子. DV・暴力被害者を守る民間シェルター「いくの学園」. 福祉のひろば, 2009; 8-17.
- 7) 内閣府男女共同参画局. 配偶者からの暴力被害者支援情報. 地方公共団体から民間シェルター等に対する財政的援助額について. 2011
http://www.gender.go.jp/e-vaw/shien/zaiseienjyo_23.pdf
2012.12.10 検索
- 8) 十勝毎日新聞. DV「駆け込みシェルター」資金不足で運営. 2011.11.29
- 9) 総務省. 「配偶者からの暴力等に関する政策評価書」. 2009
- 10) 内閣府男女共同参画局. 配偶者からの暴力に関する

- データ. 配偶者からの暴力被害者支援情報, 2012
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/DV-dataH2407.pdf>
 2013.1.25 検索
- 11) 厚生労働省. 一時保護委託の状況, 2012
www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien_07.pdf
 2013.1.25 検索
- 12) 内閣府男女共同参画局. 「第3次男女共同参画計画」
 2010
www.gender.go.jp/kihon_keikaku/3rd/index.html
 2012.12.15 検索
- 13) Council Europe Convention on preventing and combating
 against women and domestic violence, 2011
http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/equality/03themes/violence-against-women/Conv_VAW_en.pdf 2012.4.20 検索
- 14) Council of Europe, Combating violence against women:
 minimum standards for support services, 2008 <http://www.coe.int/equality> 2012.4.2 検索
- 15) Council of Europe, Protecting women against violence,
 2010
<http://www.coe.int/equality/> 2012.3.30 検索
- 16) 西澤真知. 「ウイメンズサポートセンターにいがた」
 の相談・支援について. ドメスティックバイオレンス
 は「子どもへの暴力」である 「子どもに関するDV被害」
 聞き取り調査報告. 特定非営利活動法人 ウイメンズ
 サポートセンターにいがた, 2004; 67-71.
- 17) WAVE (Women against Violence Europe). WAVE
 Statistic2: Women's Shelters' in Europe, 2010
http://78.142.150.50/sites/wave.local/files/wave_statistic2.pdf
 2012.3.10 検索
- 18) Solidarite Femmes Fribourg Rapport d'activites 2010
 Solidarite Femmes Bienne Rapport d'activite 2010
- 19) シェルターのウェブサイト 2013.2.1 検索
<http://www.foyerarabelle.ch/RA2011.pdf>
<http://www.malleyprairie.ch/fr/fondation/index.php?idContent=26>
http://www.frauenhaus-basel.ch/uploads/doksFrauenhaus_JB10.pdf
http://stiftung-gegen-gewalt.ch/web/sites/default/files/Jahresbericht_20_2.pdf
<http://www.sfn.ch/wp-content/uploads/Rapport-20102.pdf>
<http://www.frauenhaus-luzern.ch/cmsfiles/files/Jahresbericht%202010.pdf>
- 20) 岩瀬久子. スイスの民間シェルターの活動が示唆する
 DV被害者支援. 奈良女子大学社会学論集, 2013;
 20: 117-135.
<http://www.nwudir.lib.nara-wu.ac.jp/dspace/bitstream/10935/3432/1/AN10436699V20pp117-135.pdf>
- 21) Swiss Statistics Wage level-national results
www.bfs.admin.ch/bfs/portal/en/index/themen/03/04/blank/data/01/06_01.html 2013.12.8 検索
- 22) 前掲 18)、19)
- 23) 佐藤恵子. DV防止法制定に伴う婦人保護事業の変容
 —A県婦人相談所における変化を中心に—. 青森保健
 大雑誌, 2010; 11: 93-102
- 24) 内閣府, 国家公安委員会, 法務省, 厚生労働省. 配
 偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に
 関する基本的な方針, 2008; 33.
- 25) 総務省. 配偶者からの暴力等に関する政策評価調査
 結果報告書, 2008
- 26) 内閣府男女共同参画局. 地域における配偶者間暴力
 対策の現状と課題に関するアンケート調査報告書,
 2011 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/2011houkoku.html> 2012.11.15 検索
- 27) 平塚良子. 地方自治体におけるドメスティック・バ
 イオレンス対策と課題—条例と推進体制の比較から—.
 大分大学院福祉社会科学部研究科紀要, 2011; 16: 1-22
- 28) 春原由紀編著. 子ども虐待としてのDV—母親と子
 どもへの心理臨床的援助のために—. 星和書店,
 2011; はじめに
- 29) 妹尾栄一. DV加害者更生の意味とわが国における課
 題. DV加害者がよき父親になるために—ケアリング
 グッドプロジェクトに学ぶ. NPO法人RRP研究会,
 2009; 17-23.
http://www.rrpken.jp/info/images/RRP_houkokusho/2009.pdf
 2012.10.10 検索
- 30) 岩瀬久子. スイス社会のドメスティック・バイオレ
 ンス問題とDV被害者支援策について—ヴォー州の取
 組みを中心に—. 日本セーフティプロモーション学会
 誌, 2011; 4 (1): 54-64.
- 31) 内閣府男女共同参画局. 配偶者からの暴力被害者支
 援情報. 地方公共団体から民間シェルター等に対する
 財政的援助額について, 2011
http://www.gender.go.jp/e-vaw/shien/zaiseienjyo_23.pdf
 2012.12.10 検索
- 32) 内閣府男女共同参画局. 配偶者暴力防止法の施行状
 況について: 男女共同参画会議 女性に対する暴力に
 関する専門調査会 2007年3月開催 参考資料39
<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/boryoku/houkoku/hbo65s-39.pdf> 2012.10.10 検索
- 33) 前掲書 27): 5
- 34) 前掲書 2): 204-205
- 35) 中村敏秀. 神奈川県におけるDV被害者支援システ
 ムの一考察. 田園調布学園大学紀要, 2010; 5: 19-39.
- 36) 阿部裕子. 行政機関との連携. かながわ・女のスペ
 ス“みずら”編. シェルター・女たちの危機. 東京都:
 明石書店, 2002; 173-196.

37) 柳本祐加子、辻雄作. ドメスティック・バイオレンス民間シェルターへの公的財政支援の拡充. 新しい公共をつくる市民キャビネット 男女平等部会政策提言.

2010.6.17

sakebu.files.wordpress.com/2010/06/danjo.pdf 2013.2.2 検索